

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	総数	
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付 添 い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	141	128	78	144	118	107	133	139	102	147	1,237	
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	79	71	84	84	69	74	59	62	46	55	683	
遮 へ い	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	1,374	1,425	1,374	14,002	
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	214	209	194	230	226	206	262	266	238	263	2,308	
ビ デ オ リ ン ク	構 内	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	290	303	225	302	318	264	320	332	393	373	3,120
		うち 遮へいの措置が採られた証人の数	277	288	214	291	299	251	305	326	368	360	2,979
		うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	65	47	67	81	68	40	36	55	58	64	581
		ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	10	6	6	9	2	9	5	7	9	4	67
	構 外	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数	8	6	6	8	2	9	5	7	8	4	63
		ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数				15	23	38	92	85	90	71	414
		うち 遮へいの措置が採られた証人の数				10	17	21	48	54	61	50	261
		うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数				8	1	3	24	19	15	12	82
	共 通	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数				-	-	1	7	2	-	1	11
		うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数				-	-	1	7	2	-	1	11
情 報 保 護	被 害 者 秘 匿	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数	2	-	-	2	5	10	1	21	65	28	134
		被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266	4,081	4,382	5,658	41,330
		刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	42	50	11	27	24	19	38	21	23	65	320
	証 人 等 秘 匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	4	7	3	3	8	3	2	6	4	2	42
		証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数		4	116	174	240	156	182	192	221	313	1,598
		刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数		-	3	3	7	8	5	6	2	4	38
	裁 定 請 求	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
刑訴法第299条の5第1項又は第2項の取消決定をした証人等の数			-	3	4	-	-	-	3	2	-	12	
うち 刑訴法第299条の5第3項又は第4項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数			-	1	4	-	-	-	2	1	-	8	
	刑訴法第299条の5第1項又は第2項の請求を認容しない決定をした証人等の数		-	-	4	-	1	3	2	3	2	15	
意 見 陳 述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	947	972	1,050	10,636	
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	615	616	526	546	544	536	638	679	738	818	6,256	
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	17	28	45	42	48	27	33	31	22	41	334	
被 害 者 等 閱 覧 謄 写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	1,178	1,201	1,231	12,745	
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	28	9	6	14	7	8	5	4	14	6	101	
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	38	44	16	18	15	14	31	25	23	21	245	
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	1	5	2	1	3	1	2	4	1	4	24	
弁 護 人 等 閱 覧 謄 写 等	刑訴法第271条の6第1項若しくは第3項又は第299条の6第1項若しくは第3項の対象となった証人等の数		-	2	13	17	-	6	6	2	16	62	
	刑訴法第271条の6第2項若しくは第4項又は刑訴法第299条の6第2項若しくは第4項の対象となった証人等の数		-	-	-	3	5	-	-	2	3	13	
	うち 閲覧謄写の禁止又は抄本であって氏名若しくは住居の記載がないものの交付の対象となった証人等の数		-	-	-	-	5	-	-	1	2	8	
	刑訴法第271条の6第5項若しくは第6項又は刑訴法第299条の6第5項若しくは第6項の対象となった証人等の数		-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
和 解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	17	23	26	18	18	25	19	19	17	19	201	
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	
合 計		9,544	9,769	8,128	9,410	9,535	8,732	9,773	9,492	9,998	11,572	95,953	

(注) 1 延べ数であり、概数である。
2 事件の終局日を基準日としている。ただし、終局後に閲覧謄写又は裁判書等の謄本等交付請求について判断された場合は、当該閲覧謄写等に関する事項のみ判断日を基準日としており、「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク(構内)(共通)」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧謄写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準日としている(平成28年以前に決定等がなされ平成29年以降に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準日としている。)
3 本表に記載された刑訴法の条項は、令和6年12月末時点のものである。